

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

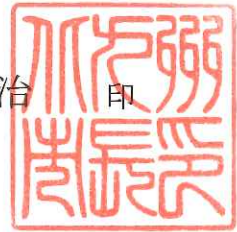
住 所 北九州市若松区響町一丁目73番地

氏 名 株式会社 スエヒロ

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 杉原 尚久

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治 印



許 可 の 年 月 日 令和 元年 10月 8日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 6年 10月 7日

### 1. 事業の範囲

積替え又は保管を含まない

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず（自動車等破砕物を除く。）、鋳さい、がれき類、ダスト類  
以上 16種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）  
(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

積替え又は保管を含む

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、動植物性残さ（乾燥物に限る。）、ガラスくず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類  
以上 4種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）  
(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

所 在 地 : 北九州市若松区響町一丁目86番8

面 積 : 79平方メートル

産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類、ガラスくず、動植物性残さ、がれき類

以上 4種類

### 3. 許可の条件

積替え又は保管を行う動植物性残さについては、性状が変化しないうちに搬出すること。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年10月 8日 新規許可 平成26年10月 8日 更新許可

平成23年 6月 6日 変更許可 令和 元年10月 8日 更新許可

### 5. 積替え許可の有無 記載なし

### 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

### 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。